コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2021 年 9 月号(J265)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

01　秘密漏洩で告訴された葡萄王生技公司前総経理
最高裁判所の無罪維持で判決確定

02　経済部統計処が台湾製造業の研究開発及び技術力分析を発表

台湾ハイテク産業情報

01　TSMC がパワーチップと共同開発
世界最強の 3D 集積化技術でメモリー統合化

02　鴻海がマクロニクス 6 インチウエハー工場を買収
電動自動車コンポーネントに注力

台湾知的財産権関連判決例

01　専利権関連
複数の証拠を組み合わせる動機付けの有無を判断するには、「解決しようとする課題の関連性」のみならず、各要素を総合的に判断すべき

今月のトピックス

J210806Y4

01　秘密漏洩で告訴された葡萄王生技公司前総経理
最高裁判所の無罪維持で判決確定

葡萄王生技股份有限公司（Grape King Bio Ltd.）の前総経理である曾盛陽氏は、実弟でありかつ同社の現董事長でもある曾盛麟氏から、同社の「康貝兒乳酸菌」の処方を窃取したとして告訴され、営業秘密法等の罪で起訴された。ただし刑事裁判の一審、二審ではいずれも関連の乳酸菌成分は経済性（経済的価値）要件と合理的な秘密保持措置要件を満たしていないため、営業秘密に該当しないと認められ、曾盛陽氏等は無罪と判決されており、最高裁判所もその見解を維持して、上訴を棄却し、無罪判決が確定した。

検察側は（起訴状において）次のように指摘した。曾盛陽氏は 2016 年に同社に在職中の従業員にコンピュータから関連文書をダウンロードさせ、「康貝兒乳酸菌」処方（以下「乳酸菌成分書」）を取得した。その後曾盛陽氏はネットのブロガーに乳酸菌成分書を提供し、同ブロガーは自らが運営する「小格子媽咪的部落格（小格子ママのブログ）」に「恐怖的直銷益生菌配方（怖い直販のプロバイオティクス処方）」というタイトルの文章を発表し、乳酸菌成分書の写真をその文章の添付図としてアップロードした。

桃園地方裁判所は一審にて、営業秘密は「この種の情報に通常関わる者が知らないもの」、「その秘密性によって実在的又は潜在的な経済的価値を有するもの」、「保有者がすでに合理的な秘密保持措置を講じているもの」という三大要件を満たす必要があり、該乳酸菌の一部の処方が漏洩されたことによって、葡萄王に経済的損失や競争力の低下がもたらされるに至っておらず、しかも処方が営業秘密であるならば管理上講じられるべき合理的な秘密保持措置が講じられておらず、該処方は営業秘密に該当しないと認定し、曾盛陽等すべての被告人に無罪と賠償免除の判決を下した。

本件は上訴され、知的財産裁判所は二審において、乳酸菌成分書の記載内容は、業界で容易に知り得る資料であり、秘密性がなく、また実在的又は潜在的な経済的価値も有さないと認め、一審と同様にすべての被告人に無罪と賠償免除の判決を下した。最高裁判所は原審の見解を維持して、上訴を棄却して判決を確定した。別途提起された刑事付帯民事賠償部分について、裁判所は刑事判決が無罪であったため、法により付帯民事賠償請求を許可せず、申立てを却下した。（2021 年 8 月）

J210827Y5
J210827Y8

02　経済部統計処が台湾製造業の研究開発及び技術力分析を発表

経済部統計処は 2021 年 8 月 27 日､｢台湾製造業の研究開発及び技術力分析｣を発表した。その主な内容は以下の通り。

1. 台湾製造業の研究開発費の推移状況：
   (1) 製造業の研究開発費は増加：2019 年の台湾製造業の研究開発費は 5652 億新台湾ドルに上り､2010～2019 年の平均年間成長率は 5.1%に達している。しかも製造業の売上高研究開発費比率（訳注：研究開発費を売上高で除した比率）も上昇傾向にあり、2019 年は 3.4%に達し、2010 年（2.2%）から 1.2 ポイント上昇している。
   (2) 製造業の研究開発費は電子産業が最高：2019 年は電子部品製造業が台湾製造業全体に占める占有率が 54.1%に達して最も高く、コンピュータ・電子・光学製品製造業が 24.3%でそれに次いだ。両者をあわせると、製造業全体の 8 割近くを占めている。2010～2019 年の平均年間成長率をみると、電子機器製造業が 7.8%に達し、成長が最も速く、占有率の上昇幅も 0.9 ポイントと最も大きかった。
   (3) 売上高研究開発費比率はコンピュータ・電子・光学製品製造業が最高：2019 年の売上高研究開発費比率はコンピュータ・電子・光学製品製造業が 11.4%で最も高く、医薬品及び医用化学製品製造業（11.2%）、皮革毛皮及びその製品製造業（8.6%）、電子部品製造業（7.9%）がそれに続いている。
   (4) 大企業の研究開発費成長が最速：研究開発に投資している企業数が最も多かったのは中型企業（従業員 20～199 人）、研究開発費が最も多かったのは大企業（同 200 人以上）であった。2019 年に大企業の研究開発費は全体の 90.5%を占めた。研究開発費はいずれも規模の企業においても 2010 年に比べて成長しており、特に大企業の研究費の成長が最も速く、2010～2019 年の平均年間成長率は 5.6%に達し、占有率は 3.6 ポイント上昇した。
2. 台湾製造業の技術貿易の推移状況：
   (1) 台湾の技術貿易収支比は年々成長：台湾製造業による技術輸入対価支払額は 2017 年からロイヤリティの減少により大幅に低下しているが、技術輸出は安定成長している。技術輸入対価支払額は 2010～2019 年の平均年間成長率はマイナス 8.9%となっている。技術貿易収支比（技術輸出対価受取額/技術輸入対価支払額）は毎年 1 を下回っており、台湾は技術輸入国となっている。ただし近年は上昇傾向にあり、2019 年には 0.8 に達しており、台湾企業の技術力が向上し､海外技術に対する依存度が年々低下していることを示している。
   (2) 技術輸入は電子部品製造業が最多：2019 年の技術輸入対価支払額は電子部品製造業が 267 億新台湾ドル（技術輸入対価支払額全体の 42.2%）で最も多く、それに次ぐコンピュータ・電子・光学製品製造業が 105 億新台湾ドル（同 16.6%）で、両者の占有率は併せて 58.8%に上る。
   (3) 日米が台湾にとって主な技術輸入先：2019 年技術輸入先としては米

国が 238 億新台湾ドル（技術輸入対価支払額全体の 37.6%）で最も多く、それに次いで日本が 162 億新台湾ドル（同 25.5%）だった。さらに四大産業別にみると、米国からは情報電子産業が最も多く、2019 年は米国からの技術輸入全体の 58.3%を占めた。一方で、日本からは情報電子産業と金属機電産業が主流であり、日本からの技術輸入全体のそれぞれ 45.5%、36.4%を占めている。

(4) 技術輸出は電子部品製造業が最多：台湾製造業の技術輸出は電子部品産業に集中しており、2019 年には 192 億新台湾ドル（技術輸出全体の 36.9%）に達し、次いで電子機器製造業が 122 億新台湾ドル（同 23.5%）で 2 位を占め、両者の占有率は併せて 60.4%に上っている。

(5) シンガポールと中国が主な技術輸出先：台湾の技術輸出先は 2018 年まで中国大陸が最も多くかったが、シンガポールに対する電子機器製造技術の輸出が増加したため、2019 年にはシンガポール（技術輸出全体の 27.4%）が最大の技術輸出先となり、中国（同 26.9%）がそれに次いだ。さらに四大産業別にみると、2019 年には中国への技術輸出のうち情報電子産業が 67.8%を占めて最も多く、シンガポールへの技術輸出のうち金属機電工業が 81.1%を占めて最も多かった。

3. 台湾の研究開発費と主要国との比較：

(1) 各国の「企業」の研究開発費は軒並み成長：台湾の研究開発費は 2010～2019 年の平均年間成長率が 7.9%に達し、主要国では中国の 11.1%、韓国の 8.6%を下回ったものの、米国の 6.4%、日本の 2.7%を上回った。主要国の技術開発費は軒並み成長しており、各国が自国の研究開発力を強化し続けていることがうかがわれる。

(2) 台湾「企業」の研究開発費の対 GDP 比率が年々増加：台湾は「企業」の研究開発費の対 GDP 比率が 2010 年に 2.0%の大台を突破して以来、安定成長を続け、2019 年には 2.8%に達している。台湾産業は革新的研究開発に投資し続けており、国家競争力の向上に貢献している。主要国と比べると、台湾の研究開発費の対 GDP 比率は 2017 年に日本に追いつき、韓国に続いている。

(3) 台湾製造業の研究開発は他国よりコンピュータ電子産業に集中傾向：台湾と韓国ではコンピュータ・電子・光学製品製造業（電子部品製造業を含む）に集中しており、2018 年の占有率は台湾の 80.4%、韓国の 58.1%に上った。日本では自動車産業（自国製造業研究開発費の 30.1%）が首位を占め、コンピュータ・電子・光学製品（同 22.5%）がそれに次いだ。米国ではコンピュータ・電子・光学製品製造業（同 30.5%）と化学及び医薬品製造業（同 29.1%）が 1 位と 2 位を占め、中国では各産業に分散している。

4. 企業の技術開発を導き、産業の研究開発力を向上：近年主要国では自国の研究開発力を強化し続け、その研究開発費は成長している。台湾の製造業の研究開発はコンピュータ電子産業に高度に集中している。企業の技術力向上へと導くため、近年政府は企業の革新的研究開発プロジェクト政策（例えば、A+企業創新研發淬鍊計畫/A+Industrial innovative R&D program）を推進し、政府が経費を補助することで、企業の研究開発に

対するリスクを低減して投資意欲を高めるとともに、企業が先進的な産業における技術開発を行うよう導いて、台湾産業の革新力と国際的な市場競争力を蓄積しようとしている。（2021 年 8 月）

台湾ハイテク産業情報

J210826Y5

01　TSMC がパワーチップと共同開発
世界最強の 3D 集積化技術でメモリー統合化

TSMC（台積電）、パワーチップ（力晶）の二大グループが技術提携し、DRAMとロジックICチップ3次元（3D）ヘテロ集積化技術の統合による世界最強のメモリーを開発する。この3D統合ICチップはハイ・バンドワイド・メモリー（HBM）よりデータ処理速度が10倍以上速く、容量４ギガバイト（GB）以上を搭載し、これは7ナノ製造プロセスロジックICチップ内のSRAM最大容量の5から10倍である。

今回の二大グループ共同開発の分担は、パワーチップ傘下のAPメモリー・テクノロジー（愛普科技）がVHMTMを提供するが、これにはカスタマイズDRAM設計及びDRAMとロジックICチップを統合したインターフェイスであるVHMTM LInK IPも含まれる。パワーチップ傘下のパワーチップ・セミコンダクター・マニュファクチャリング、PSMC（力積電）がカスタマイズDRAMを生産し、TSMCはロジックICの生産と3D集積化を担う。この3D集積化チップの顧客は鯨鏈科技（WHALECHIP CO., LTD.）であるが、同社はイノベーションに力を入れるファブレス半導体とシステムソリューションのサプライヤーである。

これは台湾半導体技術の新たな発展であり、関連製品も既に量産出荷が開始され、ブロックチェーン、AI、ネット通信等の先進技術への応用が期待される。（2021 年 8 月）

TIPLO Attorneys-at-Law

J210805Y5

02　鴻海がマクロニクス6インチウエハー工場を買収
電動自動車コンポーネントに注力

鴻海（ホンハイ）が 25.2 億台湾ドルでマクロニクス（旺宏）の新竹サイエンスパークにある 6 インチウエハー工場を買収し、第三世代半導体 SiCSiC コンポーネントウェハー製造を強化、電動自動車コンポーネント分野での布陣を強化した。鴻海 CEO（董事長）の劉揚偉氏によれば、2024 年の月産は 1.5 万枚に達し、月間 3 万台の電動自動車のニーズに応える予定だという。

また、この新竹サイエンスパーク 6 インチウエハー工場は今後鴻海グループの半導体 S 事業群の新竹総本部となり、研究開発を中心に、シリコンカーバイド（SiC）コンポーネントが必要とするウエハーを少量製造する予定であり、将来的には SiC モジュールを生産することになっている。（2021 年 8 月）

台湾知的財産権関連判決例

01　専利権関連

■　判決分類：専利権

I　複数の証拠を組み合わせる動機付けの有無を判断するには、「解決しようとする課題の関連性」のみならず、各要素を総合的に判断すべき

■　ハイライト

原告（係争特許権者）は 2017 年 9 月 4 日に「シーリングファンの放熱構造（原文：吊扇之散熱構造）」（添付図 1）の特許を出願し、被告（知的財産局）の審査を経て特許（以下「係争特許」）を付与された。その後参加人（無効審判請求人）は係争特許が特許許可時の専利法第 22 条第 2 項の規定に該当して特許を受けることができないと主張し、これに対して無効審判を請求した。その後原告から訂正が提出され、被告は審理した結果、その訂正は規定を満たすと認定し、訂正を許可するとともに「請求項 1、4 乃至 9 については無効審判の請求が成立し、取り消す」と審決した。原告は原処分の無効審判請求成立部分を不服として訴願を提起したが、経済部に棄却され、さらに不服として、知的財産裁判所に行政訴訟を提起した。知的財産裁判所が審理した結果、なお原告の訴えを棄却した。

重要な争点：証拠 2（添付図 2）、証拠 3（添付図 3）の組合せにより請求項 1、4 の進歩性欠如を証明できるのか？

知的財産裁判所は判決にて次のように指摘している：

一、原告は、証拠 2 と証拠 3 との間には同じ機能又は作用がなく、互いに組み合わせる教示又は示唆がないと主張している。

二、複数の証拠を組み合わせる動機付けの有無について判断するときは、原則的に複数の証拠同士の「技術分野の関連性」、「解決しようとする課題の共通性」、「機能又は作用の共通性」、「教示又は示唆」などの事項を総合的に考慮できる。

三、係争特許と証拠 2 との相違は、係争特許には「ロッド」と「風道」の挿合（insert）技術が採用され、証拠 2 には「付着（attachment）」技術が採用されていることで、両者は主にブレードとハブとの接合方式で異なっている。次に証拠 2 とその他の証拠との間に「機能又は作用の共通性」の有無を考慮するとき、「ブレードとハブの接合方式」を考慮の要素に入れ、証拠同士の技術内容に実質的に同じ機能又は作用が含まれるかどうかを判断すべきである。

四、証拠 2 と証拠 3 のブレードとハブの接合方式はいずれも「ブレードを固定するために接合又は付着する」という機能及び作用があり共通性を有する。しかも証拠 3 にはすでにブレードの接合技術が教示又は示唆されており、「ブレード 30 又は 50 とハブ取付部材 12 とを互いに挿合する」という技術的特徴

を採用することができ、即ち証拠 3 には組み合わせる動機付けの有力な事項が存在し、両者には組み合わせる動機付けがあると認定するに足る。

五、原告は、ファンの放熱という一つの「解決しようとする課題」だけを判断事項として、証拠同士で「解決しようとする課題」が異なると認定しており、さらに「機能又は作用」、「教示又は示唆」等の事項も異なるため、組み合わせる動機付けがない云々と主張しているが、明らかに偏りがあり、採用できない。証拠 2 と証拠 3 の組合せは、係争特許の請求項 1、4 が進歩性を有しないことを証明するに足りるため、原告の訴えには理由がない。

II　判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決
【裁判番号】109 年行専訴字第 31 号
【裁判期日】2021 年 1 月 14 日
【裁判事由】特許無効審判

原告　建準電機工業股份有限公司
被告　経済部知的財産局
参加人　蔡顓安

上記当事者間の特許無効審判事件について、原告は経済部 2020 年 5 月 20 日経訴字第 10906302240 号訴願決定を不服とし、行政訴訟を提起した。当裁判所は参加人に独立して本件被告の訴訟に参加するよう命じた。当裁判所は、次のとおり判決する。

主文
原告の訴えを棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

一　事実要約

原告は 2017 年 9 月 4 日に「シーリングファンの放熱構造（原文：吊扇之散熱構造）」の特許を出願し、被告の審査を経て特許が付与され、第 I629858 号特許証（以下「係争特許」）が交付された。その後参加人は係争特許が特許許可時の専利法第 22 条第 2 項の規定に該当して特許を受けることができないと主張し、これに対して無効審判を請求した。その後原告から係争特許の特許請求の範囲に係る訂正本（訳注：特許請求の範囲の訂正版）が提出され、被告は審理した結果、その訂正本は規定を満たすと認定して、該訂正本に基づいて審理を行い、「2019 年 6 月 5 日付の訂正事項を許可する」、「請求項 1、4 乃至 9 については無効審判の請求が成立し、取り消す」、「請求項 2 乃至 3 については無効審判の請求を棄却する」との審決を下した。原告はこれを不服として訴願を提起したが、経済部に棄却され、原告はその後本裁判所に行政訴訟を提起した。

二　両方当事者の請求内容

（一）原告の主張：

1.原処分の「請求項 1、4 乃至 9 について無効審判の請求が成立し、取り消す」に関する部分及び訴願決定をいずれも取り消す。

2.訴訟費用は被告の負担とする。

（二）被告の主張：

原告の訴えを棄却し、訴訟費用は原告の負担とする。

三　本件の争点

（一）証拠 2 と証拠 3 との組合せは係争特許の請求項 1、4 の進歩性欠如を証明できるか。

（二）証拠 2 と証拠 4 との組合せは係争特許の請求項 1、4 の進歩性欠如を証明できるか。

（三）証拠 2 と証拠 5 との組合せは係争特許の請求項 1、4 の進歩性欠如を証明できるか。

（四）証拠 2 と証拠 3 との組合せは係争特許の請求項 5 の進歩性欠如を証明できるか。

（五）証拠 2 と証拠 5 との組合せは係争特許の請求項 5 の進歩性欠如を証明できるか。

（六）証拠 2 と証拠 3 との組合せは係争特許の請求項 6 乃至 19 の進歩性欠如を証明できるか。

四　判決理由の要約

（一）証拠 2 と証拠 3 との組合せは係争特許の請求項 1、4 の進歩性欠如を証明できる

(1) 証拠 2 は取付け可能なシーリングファン組立品であり、しかもそのファンのブレードとハブが相互に接合されることでブレードが固定されている。証拠 3 は建築物の天井内に取付け可能なファン組立品であり、ファンのブレード 30 又は 50 がハブ取付部材 12 と互いに挿合されることでブレードが固定されている。よって証拠 2 と証拠 3 はいずれも「シーリングファン組立品」という同じ技術分野に属し、しかも証拠 2 と証拠 3 はブレードとハブの接合形式がいずれも「接合してブレードを固定する」という機能と作用を有するため、機能と作用の共通性を有する。また証拠 3 はさらに、ブレードの接合技術を教示、示唆するものであり、「ブレード 30 又は 50 がハブ取付部材 12 と互いに挿合される」という技術的特徴を採用することができ、証拠同士を組み合わせる動機付けを有することをさらに確認するに十分である。以上のことから、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者にとって、前述の複数の証拠における技術内容を組み合わせる動機付けがある。

(2) 証拠 2 は気流を本体内部とブレード内部にそれぞれ流し込み、熱気を排出するという作用、機能及びそれに対応する効果を採用しており、それは請求項 1 と同じ放熱手段を採用し、しかも同じく良好な放熱効率と導風効果を達成しているため、両者の作用、機能及び達成しようとする効果はいずれも実質的に同じものであり、また請求項 1 に係る発明は先行技術に対して効果の増進がみられず、しかも予期せぬ効果

をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠２と証拠３に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項１に係る発明をなし得るため、請求項１は進歩性を有しない。

(3) 請求項４は一般的な穿孔による固定という周知の固定効果を達成するものであり、先行技術である証拠２と証拠３に対して、予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠２と証拠３に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項４に係る発明をなし得るため、請求項４は進歩性を有しない。

(4) 複数の引用文献の技術内容を組み合わせる動機付けの有無を判断する時は、後知恵を避けるため、複数の引用文献の技術内容における関連性又は共通性を考慮しなければならず、引用文献の技術内容と特許出願に係る発明の技術内容との関連性又は共通性を考慮しない。原則的に「技術分野の関連性」、「解決しようとする課題の共通性」、「機能又は作用の共通性」、及び「教示又は示唆」等の事項を総合的に考慮できる。通常、前述の事項が多いほど、当業者が複数の引用文献の技術内容を組み合わせる動機付けが強くなる。ただし一つの有力な事項が存在するだけでも、複数の引用文献の技術内容を組み合わせる動機付けがあると認定できる。

係争特許と証拠２との違いは、係争特許が「ロッド」と「風道」という挿合技術を採用しているのに対し、証拠２は「付着」技術を採用しているという点であり、両者の違いはおもにブレードとハブとの接合形式にある。続いて、証拠２とその他の証拠との間に「機能又は作用の共通性」があるかを考慮すると、「ブレードとハブとの接合形式」を考慮に入れて、証拠同士の技術内容に実質的に同じ機能又は作用があるかどうかを判断する必要がある。

証拠２と証拠３のブレードとハブの接合形式はいずれも「接合又は付着してブレードを固定する」機能及び作用を有するため共通性を有し、しかも証拠３は、ブレードの接合技術を教示、示唆するものであり、「ブレード 30 又は 50 がハブ取付部材 12 と互いに挿合される」という技術的特徴を採用することができ、証拠３には組み合わせる動機付けの有力な事項が存在し、両者を組み合わせる動機付けを有すると認定するに十分である。原告の上述の主張は、ファンの放熱という単一の「解決しようとする課題」を判断事項として、「解決しようとする課題」が異なると認定しており、また「機能又は作用」、「教示又は示唆」等の事項も異なるため、組み合わせる動機付けを有しない云々と主張しているが、明らかに偏りがあるため採用するに足りない。

（二）証拠２と証拠４との組合せは係争特許の請求項１、４の進歩性欠如を証明できる

(1) 証拠２と証拠４はいずれも「シーリングファン組立品」という同じ技術分野に属し、しかも証拠２と証拠４はブレードとハブの接合形式がいずれも「接合してブレードを固定する」という機能と作用を有する

ため、機能と作用の共通性を有する。また証拠 4 はさらにブレードの接合技術を教示、示唆するものであり、「ブレード 112 がアーム 144 と互いに挿合される」という技術的特徴を採用することができ、証拠同士を組み合わせる動機付けを有することをさらに確認するに十分である。

請求項 1 は効果の増進がみられず、しかも予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 4 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 1 に係る発明をなし得るため、請求項 1 は進歩性を有しない。

(2) 請求項 4 は一般的な穿孔による固定という周知の固定効果を達成するものであり、先行技術である証拠 2 と証拠 4 に対して、予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 4 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 4 に係る発明をなし得るため、請求項 4 は進歩性を有しない。

（三）証拠 2 と証拠 5 との組合せは係争特許の請求項 1、4 の進歩性欠如を証明できる

(1) 証拠 2 と証拠 5 はいずれも「シーリングファン組立品」という同じ技術分野に属し、しかも証拠 2 と証拠 5 はブレードとハブの接合形式がいずれも「接合してブレードを固定する」という機能と作用を有するため、機能と作用の共通性を有する。また証拠 5 はさらにブレードの接合技術を教示、示唆するものであり、「ブレード 140 がブレード取付部分 150 と互いに挿合される」という技術的特徴を採用することができ、証拠同士を組み合わせる動機付けを有することをさらに確認するに十分である。また係争特許の請求項 1 は効果の増進がみられず、しかも予期せぬ効果をもたらしていないことは前述したとおりである。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 5 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 1 に係る発明をなし得るため、請求項 1 は進歩性を有しない。

(2) 請求項 4 は先行技術である証拠 2 と証拠 5 に対して、予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 5 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 4 に係る発明をなし得るため、請求項 4 は進歩性を有しない。

（四）証拠 2 と証拠 3 との組合せは係争特許の請求項 5 の進歩性欠如を証明できる

その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 に記載される複数の気流が通過できる風道を保留し、さらに証拠 3 の周知のブレード 30 又は 50 とハブ取付部材 12 というロッド接合構造を採用でき、これは即ち請求項 5 に開示される技術的特徴に相当する。請求項 5 は先行技術である証拠 2 と証拠 3 に対して、予期せぬ

効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 5 に係る発明をなし得るため、請求項 5 は進歩性を有しない。

（五）証拠 2 と証拠 5 との組合せは係争特許の請求項 5 の進歩性欠如を証明できる

その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 に記載される複数の気流が通過できる風道を保留し、さらに証拠 5 の周知のブレード 140 とハブ 130 というロッド接合構造を採用でき、これは即ち請求項 5 に開示される技術的特徴に相当する。さらに調べると、請求項 5 は先行技術である証拠 2 と証拠 5 に対して、予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 5 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 5 に係る発明をなし得るため、請求項 5 は進歩性を有しない。

（六）証拠 2 と証拠 3 との組合せは係争特許の請求項 6 乃至 19 の進歩性欠如を証明できる

(1) 請求項 6 は進歩性を有しない：証拠 2 によって請求項 6 でさらに限定している技術的特徴を容易になし得る。請求項 6 に係る発明は先行技術に対して予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 6 に係る発明をなし得るため、請求項 6 は進歩性を有しない。

(2) 請求項 7 は進歩性を有しない：証拠 3 に請求項 7 でさらに限定している技術的特徴がすでに開示されている。請求項 7 に係る発明は先行技術に対して予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 7 に係る発明をなし得るため、請求項 7 は進歩性を有しない。

(3) 請求項 8 は進歩性を有しない：証拠 2 に請求項 8 でさらに限定している技術的特徴がすでに開示されている。請求項 8 に係る発明は先行技術に対して予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 8 に係る発明をなし得るため、請求項 8 は進歩性を有しない。

(4) 請求項 9 は進歩性を有しない：証拠 2 に請求項 9 でさらに限定している技術的特徴がすでに開示されている。請求項 9 に係る発明は先行技術に対して予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 9 に係る発明をなし得るため、請求項 9 は進歩性を有しない。

(5) 請求項 10 乃至 12 は進歩性を有しない：請求項 10 乃至 12 は単に通風排気ダクト（風道）の配置を上部、下部、外部、貫通した内部等に調

整したにすぎず、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が証拠 2 を参酌して簡単に修飾、簡単に変更できるものである。請求項 10 乃至 12 に係る発明は先行技術に対して予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 10 乃至 12 に係る発明をなし得るため、請求項 10 乃至 12 は進歩性を有しない。

(6) 請求項 13 は進歩性を有しない：証拠 2 に請求項 13 でさらに限定している技術的特徴が開示されている。請求項 13 に係る発明は先行技術に対して予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 13 に係る発明をなし得るため、請求項 13 は進歩性を有しない。

(7) 請求項 14 は進歩性を有しない：請求項 14 に係る発明は先行技術に対して予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 14 に係る発明をなし得るため、請求項 14 は進歩性を有しない。

(8) 請求項 15 は進歩性を有しない：請求項 15 は、単にブレードと放熱孔との相対的位置関係について異なる位置に調整したにすぎず、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が証拠 2 を参酌して簡単に修飾、簡単に変更できるものである。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 15 に係る発明をなし得るため、請求項 15 は進歩性を有しない。

(9) 請求項 16 は進歩性を有しない：証拠 2 の図 3 に請求項 16 でさらに限定している技術的特徴が開示されている。請求項 16 に係る発明は先行技術に対して予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 16 に係る発明をなし得るため、請求項 16 は進歩性を有しない。

(10) 請求項 17 は進歩性を有しない：証拠 2 の図 8 に請求項 17 でさらに限定している技術的特徴が開示されている。請求項 17 に係る発明は先行技術に対して予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 17 に係る発明をなし得るため、請求項 17 は進歩性を有しない。

(11) 請求項 18 は進歩性を有しない：証拠 2 の明細書第 8 欄 49 行目と図 23 に請求項 18 でさらに限定している技術的特徴が開示されている。請求項 18 に係る発明は先行技術に対して予期せぬ効果をもたらしていない。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 18 に係る発明をなし得るため、請求項 18 は進歩性を有しない。

TIPLO Attorneys at Law

(12) 請求項 19 は進歩性を有しない：単に支流の風道を追加して配置したにすぎず、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が証拠 2 と証拠 3 を参酌して簡単に修飾、簡単に変更できるものである。よって、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者であれば、証拠 2 と証拠 3 に開示される技術内容を組み合わせて、容易に請求項 19 に係る発明をなし得るため、請求項 19 は進歩性を有しない。

（七）以上をまとめると、証拠 2 と証拠 3 との組合せは係争特許の請求項 1、4 の進歩性欠如を証明できる。証拠 2 と証拠 4 との組合せは係争特許の請求項 1、4 の進歩性欠如を証明できる。証拠 2 と証拠 5 との組合せは係争特許の請求項 1、4 の進歩性欠如を証明できる。証拠 2 と証拠 3 との組合せは係争特許の請求項 5 の進歩性欠如を証明できる。証拠 2 と証拠 5 との組合せは係争特許の請求項 5 の進歩性欠如を証明できる。証拠 2 と証拠 3 との組合せは係争特許の請求項 6 乃至 19 の進歩性欠如を証明できる。係争特許 1、4 乃至 19 は 2017 年施行専利法第 22 条第 2 項に該当し、原処分である「請求項 1、4 乃至 9 については無効審判の請求が成立し、取り消す」という審決については違法なところはなく、訴願機関が訴願を棄却した決定にも誤りはない。原告は訴願決定と原処分の「請求項 1、4 乃至 9 については無効審判の請求が成立し、取り消す」という部分を取り消すよう請求しているが、理由がないため、棄却すべきである。

以上の次第で、本件原告の訴えには理由がなく、知的財産案件審理法第 1 条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段に基づいて、主文のとおり判決する。

2021 年 1 月 14 日
知的財産裁判所第二法廷
裁判長　汪漢卿
裁判官　林欣蓉
裁判官　彭洪英

TIPLO Attorneys-at-Law

添付図１：係争特許の主な図面

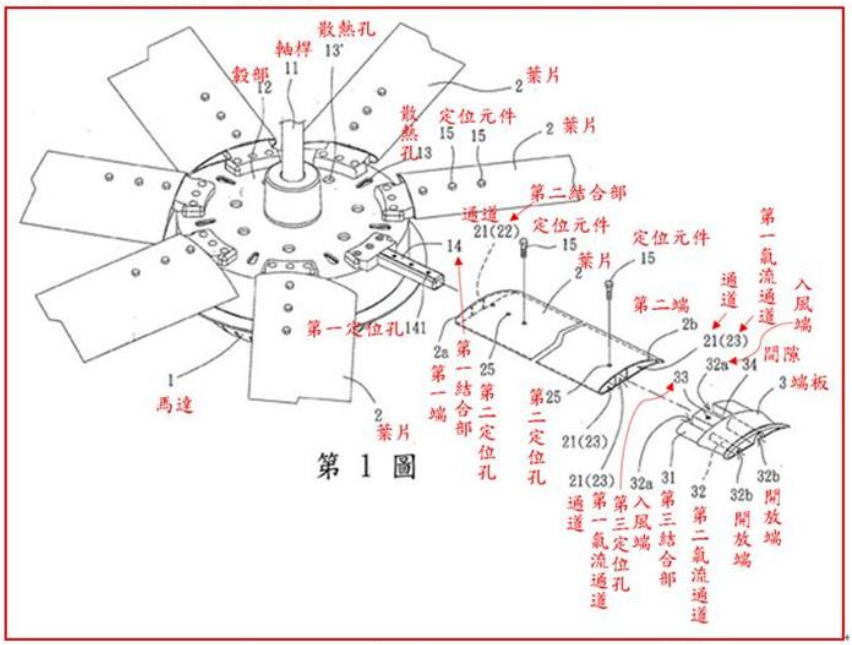

第 1 圖

1･･･モーター	2･･･ブレード	3･･･端板
11･･･シャフト	2a･･･第一端	31･･･第三結合部
12･･･ハブ	2b･･･第二端	32･･･第二風道
13･･･放熱孔	21･･･風道	32a･･･入気端
14･･･第一結合部	22･･･第二結合部	32b･･･開放端
141･･･第一定位孔	23･･･第一風道	33･･･第三定位孔
15･･･留め具	25･･･第二定位孔	34･･･間隙

添付図２：証拠２の主な図面

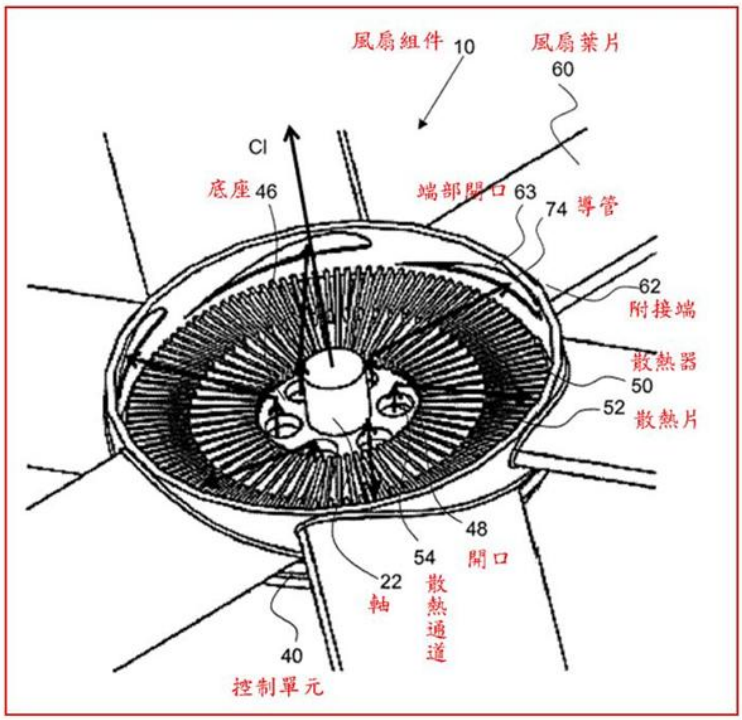

10･･･ファン組立品	50･･･ヒートシンク	63･･･端部開口部
22･･･シャフト	52･･･フィン	74･･･導管
40･･･制御ユニット	54･･･放熱風道	
46･･･マウント	60･･･ブレード	
48･･･開口部	62･･･接続端	

添付図３：証拠３の主な図面

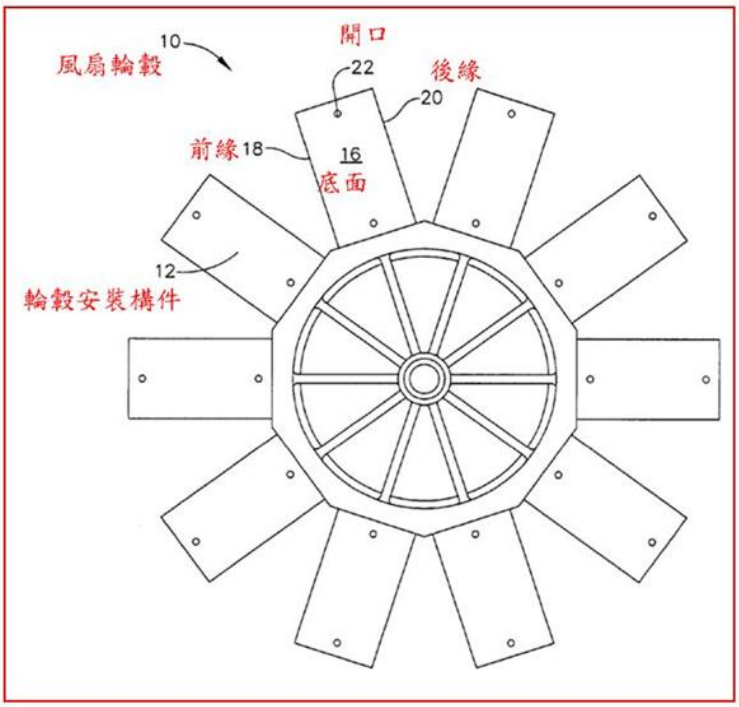

10･･･ハブ
12･･･ハブ取付部材
16･･･底面
18･･･前縁
20･･･後縁
22･･･開口部

Attorneys-at-Law

TIPLO Attorneys-at-Law Since 1965
台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website:www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2021 TIPLO, All Rights Reserved.